

# 品川区境界標等管理保全要領

品 川 区

令 和 5 年 4 月

# 品川区境界標等管理保全要領

制定 令和5年3月13日 部長決定

(目的)

第1条 この要領は、品川区が管理する境界標等の取扱いおよび管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において境界標等とは、区道等において境界協議、道路区域確認等がなされ、区が設置した石標、鋳およびプレートをいう。

(工事等による保全)

第3条 境界標等付近での工事等を施行しようとする者（以下「申請者」という。）は、工事等の施行前に当該境界標等の測量を行い「支障境界標等立会申請書」（第1号様式）を土木管理課長に提出し、当該境界標等の保全に必要な措置を講じなければならない。

2 前項における境界標等付近での工事等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 掘削工事等において、掘削底面端より45°以上の位置に境界標等の一部がある場合の工事。

(2) 車両および重機等の振動が境界標等に影響を及ぼすと思われる工事。

(3) その他境界標等に影響を及ぼすと思われる工事。

3 第1項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 現地案内図

(2) 点の記等、測定記録（境界標等、引照点の位置関係を明示したもの）

(3) 土地境界図等

(4) 支障となる境界標等の写真（近景、遠景）

(工事しゅん工の報告)

第4条 境界標等付近での工事がしゅん工したときには、申請者は当該境界標等の測量を行い「支障境界標等確認報告書」（第2号様式）を土木管理課長に提出し検査を受けなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 点の記等、測定記録（境界標等、引照点の位置関係を明示したもの）

(2) 確認した境界標等の写真（近景、遠景）

3 申請者は、区担当者から立会の求めがあったときは、立会いのもと当該境界標等を測量しなければならない。

(原状回復)

第5条 申請者は、境界標等を一時撤去、滅失、毀損等によりその効力に支障をきたした場合、原則として既設と同様の構造により再設置するものとする。

2 申請者は設置位置及び設置施工方法について、事前に土木管理課長と協議しなければならない。

3 原則として境界標等は既設のものを再度使用するものとするが、使用不可能な場合は土木管理課長が指定したものを使用する。

(費用負担)

第6条 境界標等の設置工事費用および測量作業に要する費用は、申請者または事故原因者がそれぞれ負担しなければならない。

(所管)

第7条 この要領にかかわる事務は、防災まちづくり部土木管理課において行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、境界標等の管理保全について必要な事項は、防災まちづくり部長が別に定める。

付 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。